

【新設】（外国子会社から受ける配当等がある場合の益金不算入相当額）

2-3-22 の 2 法人が他の法人から受ける対象配当等の額又は同一事業年度内配当等の額が措置法第 66 条の 8 第 2 項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受けるものである場合の益金不算入相当額は、同項の規定の適用を受けないものとして法第 23 条の 2 第 1 項《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》の規定により計算した場合の益金不算入相当額となることに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、子会社株式簿価減額特例（令 119 の 3 ⑦）の適用において、他の法人が措置法第 66 条の 6 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係会社に該当し、いわゆる外国子会社合算税制の適用を受ける場合のその外国関係会社から受ける配当等の額に係る益金不算入相当額（法人税法施行令第 119 条の 3 第 7 項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する益金の額に算入されない金額をいう。以下同じ。）について明らかにするものである。
- 2 法人が外国子会社（持株割合が 25%以上であり、かつ、その状態が配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以上継続している外国法人をいう。）から配当等の額を受けた場合には、その配当等の額のうち費用相当額（5%）を控除した残りの「95%相当額」は、益金の額に算入しないこととされている（法 23 の 2 ①）。
一方で、外国子会社合算税制の対象となる外国関係会社から受ける配当等の額については、外国子会社合算税制と配当課税との二重課税を調整するため、その配当等の額のうち特定課税対象金額に達するまでの金額を限度として、益金の額に算入しないこととされている（措法 66 の 8 ②）。
- 3 ところで、他の法人から受ける配当等の額について本特例の適用を受ける場合には、その配当等の額のうち益金不算入相当額を当該他の法人の株式等の帳簿価額から減算することとなるのであるが、その配当等の額につき措置法第 66 条の 8 第 2 項の規定の適用を受けるものであるときの益金不算入相当額は、法人税法第 23 条の 2 第 1 項《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》の規定による「95%相当額」となるのか、あるいは措置法第 66 条の 8 第 2 項の規定による読替え後の法人税法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、益金不算入とされる金額となるのかという疑義が生ずる。
- 4 この点については、法人税法施行令第 119 条の 3 第 7 項に規定する益金不算入規定は、「法第 23 条第 1 項、第 23 条の 2 第 1 項《……》又は第 62 条の 5 第 4 項」とされているのであり、条文の文言どおり法人税法第 23 条の 2 第 1 項の規定による「95%相当額」が本特例の適用による帳簿価額から減算する益金不算入相当額となる。

本通達においては、このことを留意的に明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2 - 3 - 20 の 2）を定めている。